

幼保連携型認定こども園ポプラ保育園 重要事項説明書

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 東北赤松福祉会
所 在 地	青森県上北郡東北町字往来ノ下 34 番地
電 話 番 号	0175-62-2712
代 表 者 氏 名	理事長 沼山 浩幸

2 施設概要

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園		
施 設 の 名 称	幼保連携型認定こども園ポプラ保育園		
施設の所在地	青森県上北郡東北町字往来ノ下 34 番地		
連 絡 先	0175-62-2712		
管 理 者	園 長 沼山 喜久男		
利 用 定 員	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども
	10人	8人	12人
開 設 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日		
事 業 所 番 号	0240851000028		

3 施設の目的及び運営の方針

（目的）

幼保連携型認定こども園ポプラ保育園(以下「当園」という。)は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うために、満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

（運営方針）

当園の運営方針は、次のとおりとする。

- (1)健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- (2)集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- (3)身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- (4)日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- (5)音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

- (6) 快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて、心身の健康の確保及び増進を図ること。
- (7) 地域における教育・保育活動を実践するため、地域の人材や社会資源の活用を図りながら、保護者が子育てを自ら実践する力の向上の支援、及び地域の子育て家庭に対する支援を行う。
- (8) 東北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年東北町条例第 19 号)のほか、子ども・子育て支援法その他関係法令を遵守し、施設の運営を行うものとする。

4 施設・設備等概要

敷 地	敷 地 全 体	1592 m ²
	園 庭	1000.49 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建
	延 べ 面 積	547.3 m ²
	築 年 月	昭和 59 年 1 月

設 備	部屋数	備 考
乳児室・ほふく室	1	もも組
保育室	3	たんぽぽ組(1・2 歳児クラス) ちゅうりっぷ組(3 歳児クラス) さくら組(4・5 歳児クラス)
遊戯室(ホール)	1	
調理室	1	
事務室	1	
機械室	1	
休憩室	1	
教材庫	1	

5 職員の配置状況

職 種	員 数	常 勤	非常勤	備 考
園長	1	1		
副園長	1	1		
総括主幹保育教諭	1	1		
主幹保育教諭	2	2		
保育教諭	園児数による			
調理員	2	2		
その他	必要な職員を置くことができる			

6 教育・保育の提供日

1号認定子ども	2号認定子ども・3号認定子ども
ア 学期 ・1学期 4月 1日～8月第1週目まで ・2学期 8月第2週目から～12月31日 ・3学期 1月 1日～ 3月31日	月曜日から土曜日とします。ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日から1月3日）は除きます。
イ 休園日 ・土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・夏季休園 8月第2週目から2週間位 ・冬季休園 12月29日頃～1月15日頃 ・春季休園 3月25日頃～3月31日 ・その他 園長が必要と認めた日	

7 教育・保育の提供時間

（1）教育標準時間

ア 教育時間	10時から14時
イ 教育・保育時間	8時から15時
ウ 一時預かり	7時から18時
エ 延長保育	18時から19時

（2）保育標準時間

ア 保育時間	7時から18時
イ 延長保育	18時から19時

（3）保育短時間

ア 保育時間	9時から17時
イ 延長保育	7時から19時

8 教育・保育の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、以下に掲げる教育その他の便宜の提供を行います。

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| （1）特定教育・保育の提供 | 上記7に記載する時間において、教育・保育を提供します。 |
| （2）送迎 | 希望者については、園バスによる送迎を行う。 |

(3) 食事の提供

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

(4) その他

一時預かり事業、延長保育事業、子育て相談

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

当園に対し、支給認定を受けた町が定める利用者負担（保育料）の支払をお支払いいただきます。

(2) 教育・保育の提供に要するその他利用者負担金等

(1)に掲げる利用者負担（保育料）のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

10 入園・退園・転園・休園・卒園に関する事項

(1) 入園

ア 当園は、1号認定子どもの入園選考については、原則として先着順とします。

イ 2号認定子ども及び3号認定子どもの入園については、町が利用調整を行います。

(2) 退園

ア 利用期間の途中で退園を希望する保護者は、退園届を提出してください。

イ 園長は、次のいずれかに該当する場合には、児童を退園させることができます。

- ・2号認定子ども又は3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(3) 転園

転居等により他の教育・保育施設等への転園を希望するときは、園長へ転園届を提出してください。

(4) 休園

ア 1号認定子どもについて、病気その他の理由により休園を希望するときは、速やかに園長に休園の申し出してください。

イ 児童が多数伝染病に罹患する等、教育・保育上重大な影響があるときは、休園となる場合があります。

(5) 卒園

当園は、利用児が小学校に就学したときは、教育・保育の提供を終了します。

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	ちびき病院
内科医名	間瀬 豊
所在地	上北郡東北町字石坂 32-4
電話番号	0175-64-5100

(2) 歯科

医療機関の名称	久保田歯科医院
歯科医名	久保田 誠
所在地	上北郡東北町字上笹橋 16-8
電話番号	0175-63-2418

12 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に関する窓口を以下のとおり設置しています。

相談窓口	
・解決責任者	園長 沼山 喜久男
・受付担当者	主任（担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください）
・相談時間	当園開園日、開園時間内
・電話番号	0175-62-2712 ・FAX 番号 0175-72-1752

第三者委員		
氏名	岡山 三代治	
住所	上北郡東北町字往来ノ下 13-12	
電話番号	0175-62-2276	
役職・肩書等	元教育委員長	

13 非常災害時の対策

当園は、非常災害時には別途定める消防計画書により対応します。

防災設備	・火災報知機 ・ガス漏れ報知機 ・非常警報装置 ・誘導灯 ・非常用電源 ・拡声器 ・カーテン・敷物・建具等の防災処理 ・携帯ラジオ等
避難・消火訓練	避難及び消火訓練は、毎月1回以上実施します。
避難場所	第1避難場所A—園庭 第1避難場所B—駐車場

14 虐待の防止

当園では、児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要措置を講じるものとします。

15 緊急時の対応

お預かりしている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する別紙の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

別表

1 実費に係る利用者負担額

① 1号認定子どもに係る費用

項 目	内容（負担を求める理由・目的）	金 額
副食費	食材購入(一時預かり幼稚園型を利用しない)	月額 4,300 円
	食材購入(一時預かり幼稚園型を利用する)	月額 4,800 円

② 2号認定子どもに係る費用

項 目	内容（負担を求める理由・目的）	金 額
副食費	食材購入	月額 4,800 円

※当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を発行します。(現金徴収者のみ)